（様式－１）

（平成２１年６月１５日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　特許事業者の地位承継の承認（一団地の住宅施設に限る。）

作成部署　都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課地区計画担当　電話30-255

《事務処理フロー図》

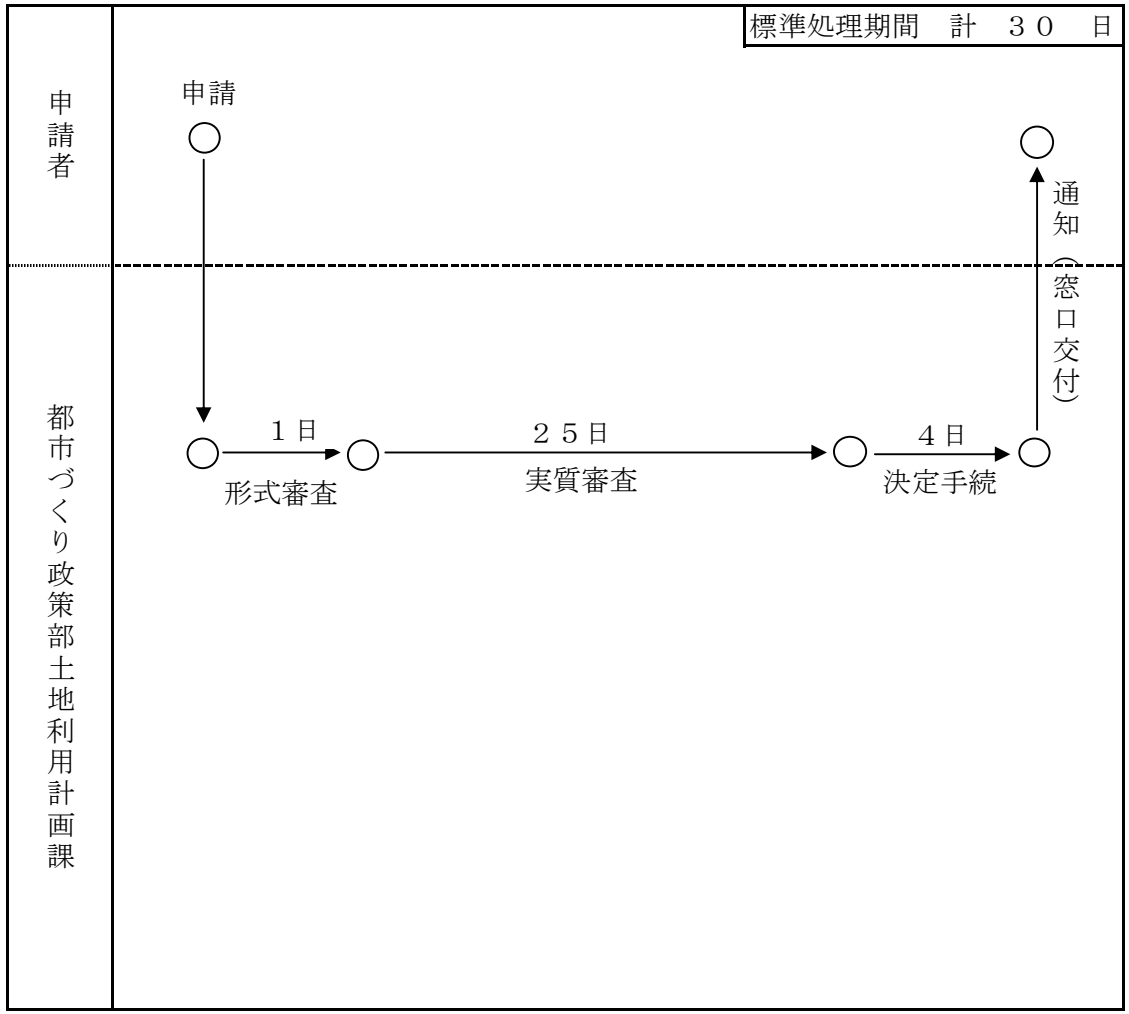

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　　明
1	形式審査	都市計画法施行規則第５１条による申請書と添付図書がそろい、記載漏れがないかどうかを審査します。
2	実質審査	提出された図書について、相続その他の一般承継の有無及び申請書の資力信用等を審査します。
3	決定手続	承認の諾否について都市づくり政策部長が決定します。
4	通知	申請者に通知します。